

令和7年度版
難病患者のための地域資源情報

○ ○ 鈴鹿市・亀山市の情報を中心に掲載しています ○ ○



鈴鹿地域難病地域ケア会議 監修
事務局
三重県鈴鹿保健所 地域保健課
三重県鈴鹿市西条5丁目117
電話 059-382-8673

目 次

I. 難病に関する相談・支援	1~2
1. 三重県難病相談支援センター	
2. 三重県難病診療連携拠点病院（三重大学医学部附属病院）	
3. 管内の難病診療分野別拠点病院（鈴鹿病院）	
4. 管内の難病医療協力病院 （鈴鹿中央総合病院、亀山市立医療センター、鈴鹿回生病院）	
5. 三重県鈴鹿保健所	
II. 在宅での療養生活を送る方が利用できる制度	3~6
1. 一般社団法人 鈴鹿歯科医師会 口腔ケアステーション鈴鹿	3
2. 一般社団法人 鈴鹿亀山薬剤師会	3
3. 鈴鹿市、亀山市	3~6
（1）障害福祉サービス（2）補装具費の支給（3）日常生活用具の給付 （4）特別障害者手当（5）かめやまホームケアネット（亀山市） （6）高齢者のタクシー料金助成事業（亀山市） （7）紙おむつ等支給事業（亀山市）	
4. 三重県	6~7
（1）人工呼吸器等装着難病患者一時入院事業 （2）意思伝達装置使用サポート事業（3）在宅人工呼吸器使用患者支援事業	
III. 障害者手帳をお持ちの方等が利用できる福祉制度	8~14
1. タクシー料金助成事業等	8
2. 身体障がい者等訪問入浴サービス事業	9
3. 自立訓練用装具着用訓練費の助成事業	9
4. 成年後見制度利用に関する助成	10
5. 福祉医療費助成制度	10~11
6. 各種割引・減免	11~12
（1）交通機関運賃割引（2）有料道路の通行料金割引 （3）携帯電話割引 （4）NHK放送受信料の減免 （5）生活福祉資金の貸付	
7. その他	13~14
（1）三重おもいやり駐車場利用証制度（2）駐車禁止の適用除外 （3）訪問理美容（鈴鹿市） （4）粗大ごみ軒先収集（亀山市） （5）家具転倒防止器具の支給・取付（亀山市）	
8. 税制上の優遇制度	14~15
（1）税金の控除・減免 （2）自動車税種別割・軽自動車税種別割の減免 （3）住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減税制度 （4）利子等の非課税（障がい者マル優）	
IV. 介護認定を受けている方が利用できる制度	16~18
1. 介護保険を利用するには	16
2. 介護保険で利用できるサービス	17
3. その他の介護認定を受けていると利用できるサービス	18
V. 就労支援について	18
VI. その他 県内で活動されている患者団体等	19~20

I. 難病に関する相談・支援

1. 三重県難病相談支援センター（NPO 法人三重難病連に委託）

<問い合わせ先>

三重県津庁舎 保健所棟1階 …………… TEL : 059-223-5035

ホームページ URL : <https://mie-nanbyo.server-shared.com/>

三重県難病相談支援センターは、患者や家族の日常生活における相談・支援・地域交流活動の促進および就労支援などを行っています。

2. 三重県難病診療連携拠点病院（三重大学医学部附属病院）

<問い合わせ先>

三重大学医学部附属病院 総合サポートセンター

…………… TEL : 059-231-5697

地域における重症難病患者の受け入れを円滑に行うため難病診療連携コーディネーター及び難病診療カウンセラーを設置し、以下の事業を行っています。

- (1) 難病医療の提供の支援と調整、難病の医療等に関する相談対応
- (2) 難病に関する情報提供、難病医療従事者等に対する研修会の開催
- (3) 人工呼吸器等装着難病患者一時入院事業の調整

3. 管内の難病診療分野別拠点病院（独立行政法人国立病院機構 鈴鹿病院）

<問い合わせ先>

鈴鹿病院 地域医療連携室・医療福祉相談室

…………… TEL : 059-378-1321

地域における専門分野において難病患者への医療の提供を円滑に行うため、相談連絡員を配置する等して、以下の役割を担っています。

- (1) 専門分野においての難病医療の提供、診察等の医療等に関する相談対応
- (2) 連携拠点病院が行う研修会等への協力
- (3) 難病患者の受け入れ・紹介

4. 管内の難病医療協力病院

(1) 三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿中央総合病院

<問い合わせ先>

患者相談センター

……………TEL：059-384-2226

(2) 亀山市立医療センター

<問い合わせ先>

医療相談窓口

……………TEL：0595-83-0990

(3) 社会医療法人峰和会 鈴鹿回生病院

<問い合わせ先>

医療相談室 患者サポート相談窓口

……………TEL：059-375-1212 (代表)

地域における難病医療の提供を円滑に行うため、相談連絡員を配置する等して、以下の役割を担っています。

- (1) 主要な難病について医療の提供及び難病患者の受け入れ・紹介
- (2) 地域において、難病患者を受け入れている福祉施設等からの要請に応じて、医学的な指導・助言

5. 三重県鈴鹿保健所

<問い合わせ先>

三重県鈴鹿保健所 保健衛生室 地域保健課 (三重県鈴鹿庁舎 保健所棟2階)

……………TEL：059-382-8673

患者や家族が抱えている日常生活上・療養上の悩みについて、保健師が訪問や電話等により、相談に応じています。

Ⅱ. 在宅での療養生活を送る方が利用できる制度



1. 一般社団法人 鈴鹿歯科医師会

口腔ケアステーション鈴鹿

<問い合わせ先>

一般社団法人 鈴鹿歯科医師会 口腔ケアステーション鈴鹿

……………TEL：059-382-9431

鈴鹿歯科医師会からスタッフが派遣され、往診にて、歯科治療、口腔ケアを受けることができます。体が不自由で、通院が困難な鈴鹿市在住の方が対象となります。

2. 一般社団法人 鈴鹿亀山薬剤師会

薬剤師による在宅訪問

<問い合わせ先>

各薬局 または

鈴鹿亀山薬剤師会事務局

……………TEL：059-381-2233

薬剤師が、お薬をお届けし、ご自宅で服薬指導やきめ細かい薬剤管理を受けることができる薬剤師の在宅訪問をご利用ください。詳細は各薬局にご相談ください。

3. 鈴鹿市、亀山市

<問い合わせ先>

鈴鹿市 健康福祉部 障がい福祉課 ……………TEL：059-382-7626

亀山市 健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループ

……………TEL：0595-84-3313

障害者総合支援法では、難病患者も身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた「(1) 障害福祉サービス」、「(2) 補装具費の支給」、「(3) 日常生活用具の給付」を利用することができます。

(1) 障害福祉サービス

利用者負担は、1割の定率負担になります。ただし、所得に応じた一定の自己負担上限があります。



介護給付

- ・居宅介護（ホームヘルプサービス）
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・重度障害者等包括支援
- ・短期入所（ショートステイ）
- ・療養介護
- ・生活介護
- ・施設入所支援

訓練等給付

- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援（A型・B型）
- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助

地域生活支援

- ・日中一時支援事業
- ・移動支援事業

地域相談支援

- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

（2）補装具費の支給

障がいのある方の障がいを軽減し、職業的機能を向上させ、日常生活が容易にできるよう必要な用具を購入・修理する費用の一部を補助します。

補装具を購入・修理する前に、見積書・障害者手帳等を持参の上、各市問い合わせ先へ申請してください。

※介護保険の対象者は、種目によっては、介護保険制度との調整が必要です。

※補装具の種類により、医師の意見書が必要です。

補装具の例

- ・視覚障がい者：視覚障害者用安全つえ・義眼・眼鏡
- ・聴覚障がい者：補聴器
- ・肢体障がい者：義足・義手・装具・車いす・電動車いす・座位保持装置・歩行補助つえ・歩行器・重度障がい者用意思伝達装置

（3）日常生活用具の給付

障がい者（児）・在宅の小児慢性特定疾患児・在宅の難病患者などの方の日常生活を容易にするため、ベッドや体位変換器などの給付や、軽微な住宅改修に要する費用の一部を助成する制度です。

用具を購入する前に、見積書・障害者手帳などを持参の上、各市問い合わせ先へ申請してください。

※介護保険の対象者は、種目によっては、介護保険制度との調整が必要です。

※用具の種類によってはその他必要な書類があります。

◆ 鈴鹿市における日常生活用具の給付について

在宅の難病患者等に給付する用具の種目等

- ・特殊寝台 ・特殊マット ・特殊尿器 ・体位変換器 ・移動用リフト
- ・訓練用ベッド ・入浴補助用具 ・便器 ・移動、移乗支援用具 ・特殊便器
- ・自動消火器 ・ネブライザー(吸入器) ・電気式たん吸引器
- ・動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)
- ・居宅生活動作補助用具(住宅改修費)

※用具の一覧等、詳しくは鈴鹿市ウェブサイト
(障がい者の日常生活用具の給付)をご覧ください。



◆ 亀山市における日常生活用具の給付について

難病患者等に給付する用具の種目等

- ・特殊寝台 ・訓練用ベッド ・特殊マット ・特殊尿器
- ・体位変換器 ・移動用リフト ・入浴補助用具 ・便器
- ・特殊便器 ・移動、移乗支援用具 ・自動消火器
- ・ネブライザー(吸入器) ・電気式たん吸引器
- ・動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)

(4) 特別障害者手当

<問い合わせ先>

鈴鹿市 健康福祉部 障がい福祉課 …… TEL: 059-382-7626

亀山市 健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループ

…… TEL: 0595-84-3313

重度の重複障がいのため、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。※対象の条件があります。

(5) かめやまホームケアネット(在宅医療連携システム)(亀山市)

<問い合わせ先>

亀山市立医療センター地域医療部地域医療課地域連携グループ

…… TEL: 0595-96-8208

専門職(医師や訪問看護師、ケアマネジャーなど)がチームを組み、医療・介護・福祉が連携してサービスを提供することで、自宅で安心して生活できるよう、在宅での療養をサポートします。 ※対象の条件があります。

(6) 高齢者のタクシー料金助成事業（亀山市）

<問い合わせ先>

亀山市 健康福祉部 地域福祉課 高齢者支援グループ

……………TEL：0595-84-3312

<対象者>

満75歳以上の人（心身等の事情により亀山市乗合タクシーに乗車することが困難な人に限る）

<助成額>

年額 10,000円

(7) 紙おむつ等支給事業（亀山市）

<問い合わせ先>

亀山市 健康福祉部 地域福祉課 高齢者支援グループ

……………TEL：0595-84-3312

在宅で、寝たきりや認知症などの理由により常時おむつが必要な人に、ご本人やご家族の負担の軽減を目的として、おむつなどの介護用品を支給します。

4. 三重県

<問い合わせ先>

三重県鈴鹿保健所 保健衛生室 地域保健課

……………TEL：059-382-8673

(1) 人工呼吸器等装着難病患者一時入院事業

在宅で療養し、人工呼吸器等を装着した難病患者さんを介護する方が、休息（レスパイト）をとりたい時や病気・けがなどで介護ができない時などに、患者さんが一時入院できるように支援をする事業です。

※対象の条件や入院期間があります。

(2) 意思伝達装置使用サポート事業

意思伝達装置が必要となる方に無償で貸与し、操作方法の説明等を行い、在宅療養生活の質の向上を図る事業です。

※対象の条件があります。

(3) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

人工呼吸器を装着している患者に対して、在宅において適切な医療の確保をするため、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を受ける場合に、その回数を超えた訪問看護料について公費負担を受けられる事業です。

※対象の条件や回数制限があります。



Ⅲ. 障害者手帳をお持ちの方等が利用できる福祉制度

1. タクシー料金助成事業等

◆ 鈴鹿市

福祉タクシー事業

<問い合わせ先>

鈴鹿市 健康福祉部 障がい福祉課 …………… TEL: 059-382-7626

重度障がいのある方がタクシーを利用する場合に、使用することができるタクシーチケットを交付しています。

※対象の条件があります。



◆ 亀山市

タクシー料金助成事業

<問い合わせ先>

亀山市 健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループ

…… TEL: 0595-84-3313

重度の障がい者の方が、タクシーを利用するときは、タクシー運賃を助成しています。印鑑、手帳を持参の上、申請してください。

※対象の条件があります。

福祉移送サービス

<問い合わせ先>

亀山市 健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループ

…………… TEL: 0595-84-3313

対象者が自宅から病院に通院する時や公共機関で手続きをする時などに送迎を行います。

※対象の条件があります。

乗合タクシー「のりかめさん」

<問い合わせ先>

亀山市 政策部 政策推進課 交通政策グループ

…………… TEL: 0595-84-5066

対象者の自宅近くの特定の乗降場所と公共施設などの目的地を結ぶ公共交通です。

※対象の条件があります。

2. 身体障がい者等訪問入浴サービス事業

◆ 鈴鹿市

<問い合わせ先>

鈴鹿市 健康福祉部 障がい福祉課 …………… TEL: 059-382-7626

<対象者>

市内在住で、自宅および施設での入浴が困難な身体障がい者（児）の方
※介護保険の対象者は、介護保険制度との調整が必要です。

◆ 亀山市

<問い合わせ先>

亀山市 健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループ
…………… TEL: 0595-84-3313

対象者の家庭を訪問入浴車が訪問し、入浴の介助（看護師、または准看護師1人及び介護職員2人）を提供致します。

※介護保険の対象者は、利用できない場合があります。
また、所得に応じた自己負担が必要な場合があります。

<対象者>

市内在住で、自宅および施設での入浴が困難な身体障がい者（児）の方

3. 自立訓練用装具着用訓練費の助成事業

◆ 鈴鹿市

<問い合わせ先>

鈴鹿市 健康福祉部 障がい福祉課 …………… TEL: 059-382-7626

H A L®とは、手や足を動かしたいと考えたときに、脳から出る信号をセンサーで感知し、動きにくくなった部分をアシストして動かす装着型サイボーグです。装着型サイボーグH A L®を利用した専門プログラム費用を一部助成します。

※対象の条件があります。

4. 成年後見制度利用に関する助成

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者が成年後見制度を利用するための支援を行います。

◆ 鈴鹿市

<問い合わせ先>

鈴鹿市 健康福祉部 長寿社会課 …………… TEL : 059-382-7935

鈴鹿市 健康福祉部 障がい福祉課 …………… TEL : 059-382-7626

- (1) 市（市長）による審判の請求
- (2) 審判申立費用助成金の交付
- (3) 成年後見人等報酬助成金の交付

◆ 亀山市

<問い合わせ先>

亀山市役所 健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループ
…………… TEL : 0595-84-3313

亀山市役所 健康福祉部 地域福祉課 高齢者支援グループ
…………… TEL : 0595-84-3312

- (1) 市による審判の請求（市長申立て）
- (2) 審判申立費用の助成
- (3) 後見人等報酬の助成

5. 福祉医療費助成制度

◆ 鈴鹿市

障がい者医療費助成制度

<問い合わせ先>

鈴鹿市 健康福祉部 福祉医療課 福祉医療グループ
…………… TEL : 059-382-2788

市内に住所を有し、医療保険（健康保険）に加入している次の条件に該当する人を対象に、保険適用の自己負担分の医療費を全額助成します。ただし、他の公費が優先され、高額医療費として給付される額や療養附加金は除きます。

<対象者>（所得制限があります）

- ①身体障害者手帳 1～3 級の人
- ②療育手帳 A または B1（中度）の人
- ③精神障害者保健福祉手帳 1 級の人（通院のみ）

◆ 亀山市

心身障がい者医療費助成制度

<問い合わせ先>

亀山市 市民文化部 市民課 医療年金グループ

……………TEL：0595-84-5005

市内に住所を有し、医療保険（健康保険）に加入している次の条件に該当する人を対象に、保険適用の自己負担分の医療費を全額助成します。ただし、他の公費が優先され、高額医療費として給付される額や療養附加金は除きます。

<対象者>（所得制限があります）

- ①身体障害者手帳 1～4 級の人
- ②療育手帳 A または B1（中度）の人
- ③療育手帳 B2（軽度）かつ知能指数 50 以下の人
- ④精神障害者保健福祉手帳 1 級の人（通院のみ）

6. 各種割引・減免

※詳細は各関係機関にお問い合わせください。

（1）交通機関運賃割引

<問い合わせ先>

各旅客鉄道、各バス会社、各航空会社、旅客船ターミナル窓口、各タクシー会社

障がい者の方には、交通機関の運賃の割引制度があります。

【鉄道】 【バス】 【タクシー】 【航空機・船舶】

（2）有料道路の通行料金割引

<問い合わせ先>

有料道路 ETC 割引登録係

……………TEL：045-477-1233（平日9～17時）

鈴鹿市 健康福祉部 障がい福祉課 ……………TEL：059-382-7626

亀山市 健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループ

……………TEL:0595-84-3313

障がい者の方が有料道路を利用するときは、通行料の割引が受けられます。
※対象や自動車について条件があります。



(3) 携帯電話割引

<問い合わせ先> 各携帯電話会社

携帯電話料金の基本使用料などが割引されます（事前に申し込みが必要です）。

(4) NHK放送受信料の減免

<問い合わせ先>

NHK津放送局 ……………TEL:059-229-3002

<申請窓口>

鈴鹿市 健康福祉部 障がい福祉課 ……………TEL:059-382-7626

亀山市 健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループ

……………TEL:0595-84-3313

身体障害者手帳・療養手帳・精神障害者手帳のいずれかを持っている世帯に対して、NHK放送受信料の減免制度があります。

(5) 生活福祉資金の貸付

<問い合わせ先>

鈴鹿市社会福祉協議会……………TEL:059-373-5299

亀山市社会福祉協議会……………TEL:0595-82-7985

低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯に対して経済的自立や生活意欲を促進し、安定した生活を送っていただくことを目的にした貸付制度です。下記の制度があり、返済義務が伴います。

【福祉資金】（療養費、介護等費、生業費、技能習得費、緊急小口資金他）

【総合支援資金】（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）

【教育支援資金】（教育支援費、就学支援費）

【不動産担保型生活資金】（一般世帯／要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

【臨時特例つなぎ資金】

7. その他

(1) 三重おもいやり駐車場利用証制度

<問い合わせ先>

三重県鈴鹿保健所 保健衛生室 総務企画課



……………TEL:059-382-8671

障がい者や妊産婦、難病患者等で、歩行が困難な方に、公共施設や商業施設などにある「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度です。

各種障害手帳、介護保険被保険者証、母子保健手帳、特定疾病医療受給者証があれば申請できます。

(2) 駐車禁止の適用除外

<問い合わせ先>

三重県鈴鹿警察署……………TEL:059-380-0110

三重県亀山警察署……………TEL:0595-82-0110

歩行困難な方が自ら運転する場合、又は生計を一にする重度の障がいのある方(児童)を同乗して運転する場合、駐車禁止除外標章を提示すると原則適用除外となります。対象となる方の条件、申請等については警察署へお問合せください。

(3) 訪問理美容

◆ 鈴鹿市

<問い合わせ先>

鈴鹿市 健康福祉部 長寿社会課 ……………TEL:059-382-7935

在宅で介護を受けている重度の要介護者・身体障がい者のお宅を訪問し、カット・調髪を行う訪問理美容サービスの出張経費の助成があります。

※対象の条件があります。

(4) 粗大ごみ軒先収集

◆ 亀山市

<問い合わせ先>

亀山市 産業環境部 環境課 廃棄物対策グループ

……………TEL:0595-82-8081

亀山市 健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループ

……………TEL:0595-84-3313

地域の集積所や総合環境センターへ粗大ごみの運搬ができない人の自宅の軒先まで訪問し、無料収集を行います。

※対象の条件があります。

(5) 家具転倒防止器具の支給・取付

◆ 亀山市

<問い合わせ先>

亀山市 建設部 建築住宅課 住まい推進グループ

……………TEL:0595-84-5038

亀山市 健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループ

……………TEL:0595-84-3313

地震発生時に家具や電化製品の転倒による事故を防ぐため、家具転倒防止器具の支給や取付を無料で行います(通算1回のみ)。

※対象の条件があります。

8. 税制上の優遇制度

(1) 税金の控除・減免

<問い合わせ先>

所得税: 鈴鹿税務署 ……………TEL:059-382-0351

市民税: 鈴鹿市 総務部 市民税課 ……………TEL:059-382-9446

市民税: 亀山市 総務財政部 税務課 市民税グループ

……………TEL:0595-84-5011

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、次の税の控除があります。

【所得税、住民税】 【相続税】 【贈与税】

(2) 自動車税種別割・軽自動車税種別割の減免

<自動車税種別割の問い合わせ先>

三重県鈴鹿県税事務所 税務室 納税課 ……………TEL:059-382-8660

<軽自動車税種別割の問い合わせ先>

鈴鹿市 総務部 市民税課……………TEL:059-382-9006

亀山市 総務財政部 税務課 市民税グループ

……………TEL:0595-84-5063

身体障がい者等が所有し、かつ使用する自動車を、身体障がい者等本人もしくは家族の方や常時介護する方（介護者）が身体障がい者等の送迎のために専ら使用する場合、一定の要件を満たすことで自動車税種別割、軽自動車税種別割が1台に限り減免を受けることができます。

障がいのある方が所有（かつ使用）する自動車、若しくは家族の方又は常時介護する方（介護者）が専ら身体障がい者等のために使用する自動車は、一定の要件を満たす場合に自動車税種別割、軽自動車税種別割が1台に限り減免されます。

（3）住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減税制度

<問い合わせ先>

鈴鹿市 総務部 資産税課 ……………TEL:059-382-9007

亀山市 総務財政部 税務課 資産税グループ

……………TEL:0595-84-5010

住宅のバリアフリー改修工事を行うと、その住宅の固定資産税が減額される制度が平成19年4月1日から定められました。 ※対象の条件があります。

（4）利子等の非課税（障がい者マル優）

<問い合わせ先> 各金融機関 等

障がいのある方の郵便貯金、少額貯蓄、少額公債の利子等で元本350万円までを限度として非課税になります。 ※対象の条件があります。

IV. 介護認定を受けている方が利用できる制度

1. 介護保険を利用するには

<申請先>

鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課

鈴鹿市 健康福祉部 長寿社会課、各地区市民センター

亀山市 健康福祉部 地域福祉課 高齢者支援グループ

(亀山市総合保健福祉センター「あいあい」)

市民文化部 市民課 医療年金グループ、地域サービス室(関支所)、加太出張所

<問い合わせ先>

鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課 認定グループ

……………TEL : 059-369-3203

※保険料については下記へお問い合わせください。

<問い合わせ先>

鈴鹿市 健康福祉部 長寿社会課……………TEL : 059-382-7935

亀山市 市民文化部 市民課 医療年金グループ

……………TEL : 0595-84-5005

<介護サービス利用にあたっての相談窓口>

鈴鹿第1地域包括支援センター なんてん …… TEL : 059-373-6031

鈴鹿第2地域包括支援センター あんず …… TEL : 059-370-3751

鈴鹿第3地域包括支援センター やまぶき …… TEL : 059-384-4165

鈴鹿第4地域包括支援センター わかたけ …… TEL : 059-385-7770

鈴鹿第5地域包括支援センター ひいらぎ …… TEL : 059-392-5713

鈴鹿第6地域包括支援センター つゆくさ …… TEL : 059-389-5959

鈴鹿第7地域包括支援センター りんどう …… TEL : 059-380-5280

鈴鹿第8地域包括支援センター ふじ …… TEL : 059-372-3128

亀山第1地域包括支援センター ぼたん …… TEL : 0595-96-8686

亀山第2地域包括支援センター もくれん …… TEL : 0595-97-3331

介護保険は40歳以上の方が加入して介護保険料を納め、介護が必要になった時に所定の介護サービスが受けられる保険です。介護サービスを受けるには「介護を要する状態にある」と認定される(要介護認定)必要があります。

まずは、地域包括支援センターや広域連合・各市窓口へご相談ください。

2. 介護保険で利用できるサービス

<問い合わせ先>

鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課 給付グループ

……………TEL：059-369-3201

介護保険から受けられる介護サービスの種類は、大きく分けると次のように区分されます。

要支援1・2 → 介護予防給付

要介護1～5 → 介護給付

訪問サービス

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導

通所サービス

- ・通所介護（デイサービス）
- ・通所リハビリテーション（デイケア）

短期入所サービス

- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・短期入所療養介護（ショートステイ）

施設サービス

【要介護1～5の方】

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）…原則、要介護3～5が対象です。
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院

地域密着型サービス

【要支援1の方】

- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型通所介護

【要支援2の方】

- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

【要介護1～5の方】

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護…原則、要介護3～5が対象です。

その他のサービス

- ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
- ・福祉用具貸与…要介護度により、保険給付の対象にならないものがあります。
- ・特定福祉用具購入費の支給…指定を受けた事業者から購入した場合のみ支給されます。
- ・住宅改修費の支給…着工前に広域連合への事前協議が必要ですので、ケアマネジャーに相談してください。

3. その他の介護認定を受けていると利用できるサービス

訪問理美容（再掲：13ページにも掲載しています。）

◆ 鈴鹿市

<問い合わせ先>

鈴鹿市 健康福祉部 長寿社会課 ……TEL:059-382-7935

在宅で介護を受けている重度の要介護者・身体障がい者のお宅を訪問し、カット・調髪を行う訪問理美容サービスの出張経費の助成があります。

※対象の条件があります。

紙おむつ等支給事業

◆ 鈴鹿市

<問い合わせ先>

鈴鹿市 健康福祉部 長寿社会課 ……TEL:059-382-7935

在宅で、寝たきりや認知症などの理由により常時おむつが必要な人に、ご本人やご家族の負担の軽減を目的として、おむつなどの介護用品を支給します。

※対象の条件があります。

V. 就労支援について

地域連携の中核となり個別的で継続的な支援を提供している、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターに登録し、そこから自分に必要な他の関係機関の利用を広げることが大切です。

(1) ハローワーク鈴鹿 ……TEL:059-382-8609

(2) 三重県障害者職業センター ……TEL:059-224-4726

(3) 鈴鹿亀山障害者就業・生活支援センター 八口
……………TEL:059-373-6670

(4) 三重県難病相談支援センター ……TEL:059-223-5045



VI. その他

県内で活動されている患者団体等

疾患名	団体名
【あ行】	
1型糖尿病	つぼみの会三重
黄色靭帯骨化症	三重後縦靭帯骨化症 患者友の会
オスラー病	日本オスラー病患者会 東海支部
【か行】	
潰瘍性大腸炎	みえIBD
関節リウマチ	公益社団法人日本リウマチ友の会 三重支部
間脳下垂体疾患	三重県下垂体友の会
稀少難病	稀少難病の会 みえ
筋萎縮性側索硬化症	みえALSの会
クローン病	みえIBD
原発性胆汁性胆管炎	休会中
膠原病	全国膠原病友の会 三重県支部
後縦靭帯骨化症	三重後縦靭帯骨化症 患者友の会
【さ行】	
重症筋無力症	全国筋無力症友の会・三重支部
心臓病	三重心臓を守る会
腎臓病	三重県腎友会
脊髄小脳変性症	SCD・MSA三重の会
前縦靭帯骨化症	三重後縦靭帯骨化症 患者友の会
【た行】	
多系統萎縮症	SCD・MSA三重の会
多発性硬化症	MS三重
てんかん	公益社団法人日本てんかん協会（波の会）三重県支部
【な行】	
二分脊椎症	(休止中)
膿疱性乾癬	三重県乾癬の会
【は行】	
パーキンソン病	一般社団法人全国パーキンソン病友の会 三重県支部
【ま行】	
網膜色素変性症その類縁疾患	三重県網膜色素変性症協会
マルファン症候群	NPO法人日本マルファン協会 三重支部
もやもや病	三重もやの会

【ら行】	
ライソゾーム病	日本先天代謝異常症三重県患者会

※ 詳しくは、三重県難病相談支援センター（電話：059-223-5035）へお問い合わせください。